

解説

もし、認知症のあなたの家族が事故を引き起こして損害賠償を求められたら、逆に認知症の人による事故の被害者にならう。神奈川県大和市は今年、認知症の人のはいかないなどによる事故を対象にした独自の保険事業を全国に先駆けてスタートさせた。神戸市も公的救済制度の素案をまとめた。認知症の高齢者が増える中、両市の取り組みは安心して介護できる地域づくりの試金石となりそうだ。

二つの課題

認知症の人の介護に一石を投じたのが、愛知県で男性が列車にはねられ死亡した事故で、JR東海が起した裁判だ。振り替え輸送費など720万円の賠償を介護していた家族に求めた。

1審、2審は家族の賠償責任を認めたが、昨年3月の最高裁判決は家族の監督責任はなく、賠償責任もないとの判断を示した。「家族の負担に配慮した」と積極的に評価する声も出たが、二つの課題を残した。

まず、家族の心身の状況や介護の実態によっては賠償責任を負うとの判断を示したため、「懸命に介護をする家族ほど、責任を負うリスクが大きくなり、介護放棄につながりかねない」といった懸念の声が出た。

他方、家族が賠償責任を負わない場合には、事故の被害者の損害が救済されないという問題点も指摘された。このため、認知症の人と家族、地域の人々が安心して暮らすための公的な救済策を求める声が、患者・家族の会などから上がっていた。

大和市では

大和市の「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」は、行方がわからなくなった認知症高齢者を発見、保護す

認知症事故賠償 自治体が救済

解説 スペシャル



編集委員 阿部文彦

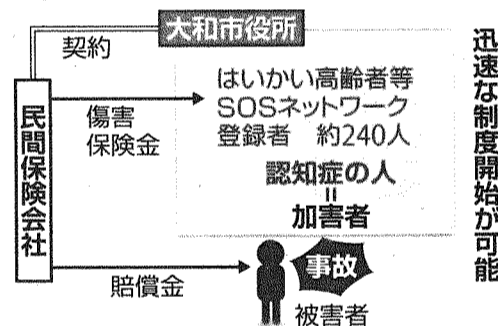
る市の「はいかい高齢者等SOSネットワーク」の登録者に限定しているのが特徴だ。SOSネットワークは、はいかいしている人や、はいかいの可能性がある人が対象で、地域包括支援センターでの面談を経て登録される。

個人賠償責任保険事業は、市が民間保険会社の個人賠償責任保険と契約、登録者を被保険者とする仕組みだ。認知

家族の負担減 保険・給付金で

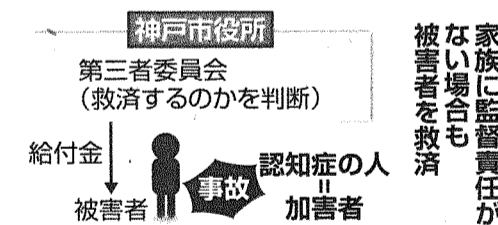
公的救済のイメージ

■神奈川県大和市の場合(2017年11月から)



迅速な制度開始が可能

■神戸市の場合(19年度中に開始)



家族に監督責任がない場合も被害者を救済

症の人に損害を与えられた被害者に賠償金が出るだけでなく、認知症の人がけがをした場合にも傷害保険金がある。年間約250万円の保険料を市が支払うため、登録者の負担はない。

課題は、SOSネットワークの登録者ではない認知症の人が、はいかいをして事故を起こした場合は救済されないことだ。大和市の認知症高齢者は約8600人を超えるのに対し、登録者は約240人にとどまる。

同市高齢福祉課の杉内直課長は、「賠償責任保険の報道で、ネットワークへの関心も高まっており、参加の申し込みも相次いでいる。将来的には、はいかいのリスクがある人をほぼカバーできるはず」と話す。

神戸市では

神戸市は、5月から公的救済の仕組みを検討してきた。先月末にまとまった素案では、認知症と診断された人がはいかいをしたり、火事を起

こしたりして、他人にけがなどを負わせた場合を想定している。原則として、加害者が被害者のいづれかが神戸市民で、加害者が認知症と診断されているケースが対象となる。新たに設置する、法律や認知症の専門家などからなる第三者委員会が、事故が救済対象となるのかや給付額を決定。市が被害者に給付金を支給する。2019年度の制度開始を目指す。

国は昨年末、公的な被害者救済制度の創設は現時点では難しいとして、民間の個人賠償責任保険の利用・普及を図る方針をまとめた。

民間保険では、「三井住友海上火災保険」と、「あいおいニッセイ同和損害保険」が販売する新型「個人賠償特約」が、認知症高齢者などが線路に立ち入って電車を止め、多額の損害賠償請求を受けた場合にも備える。

特約部分の保険料は年間2000円台だが、認知症の人を老老介護する世帯は年金生活で、経済的な余裕がないことも多い。大和、神戸両市の取り組みは、公的救済策の先例として自治体の関心を集めている。

一長一短

では、民間保険会社を活用する大和市と、市が第三者委員会を設置する神戸市の取り組みはどこが違うのか。

「被害者への対応で差が出る」と神戸大の窪田充見教授は指摘する。民間保険では列車事故をめぐる最高裁判決のように、家族などに監督責任が認められない場合、保険金が出ない可能性がある。そうすると、被害者の損害は救済されない。大和市の取り組みは損害賠償の請求を受けかねないという、認知症の人の家族の不安にはこたえるが、被害者が置き去りになるおそれもある。

一方、神戸市の救済制度は家族に監督責任がない場合も、被害者の損害をカバーする。しかし、認知症の人の責任能力をどう判定するのかわかり、被害に見合った給付額をどのように設定するのかわからない課題がある。一長一短があるが、窪田教授は、「認知症の人を社会のリスクと見るのではなく、温かく接するたためにも、自治体が被害救済の仕組み作りを乗り出す意義がある」と指摘している。

妻のはいかい 気をもむ夫

自宅で認知症の人を介護する家族はどのような不安を抱えているのか。老老介護をする男性に聞いた。

大和市は市内を三つの私鉄が走り、踏切は32か所を数える。市内のほぼ全域が駅から徒歩15分以内で、踏切の数が多い。

60歳の男性は認知症の妻とアパート2階の自宅で暮らす。最も近い線路まで200メートルだ。妻が認知症とわかったのは3年前。

人に迷惑かけないか...

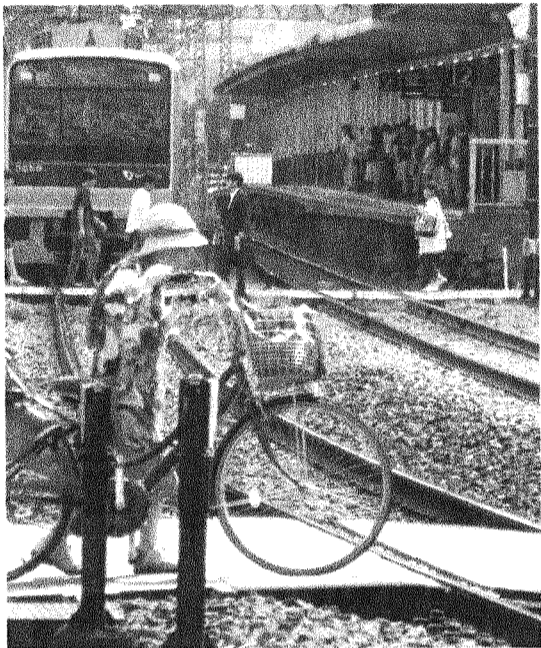
突然家を飛び出し、都内の警察署で保護された。その後、2、3か月に1度の頻度で、はいかいを繰り返すようになった。交通事故に遭わないか、人や自転車にぶつかってけがをしないか、と帰宅まで気をもち、男性は脳出血の後遺症で足が不自由なため、家を突然飛び出る妻を追いつける

ことができない。そのため、はいかい高齢者等SOSネットワークに妻を登録した。「はいかいしている時に、人に迷惑をかけないのかが一番の不安」と語る。

厳しい年金生活で、列車事故を起こした場合の賠償責任保険には入っていない。市の担当者から、市が始める認知症高齢者向けの

個人賠償責任保険の説明を受け、「これがあると安心だね」とつぶやいた。

認知症高齢者は現在の525万人から2025年には730万人に増加する。警察庁のまとめでは、16年中、はいかいによって行方不明になった認知症の人は1万5432人で、1991人は昨年中に見つからなかった。認知症の人や家族が抱える不安を少しでも解消する取り組みが急務だ。



大和市・中央林間駅近くでは、複数の踏切が線路をまたぐ